

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼 962号線	鵜沼藤が谷三丁目7348番10地先		4.5	33.3
		鵜沼藤が谷三丁目7348番5地先			
2	鵜沼 963号線	鵜沼松が岡三丁目6708番159地先		4.2	18.9
		鵜沼松が岡三丁目6708番188地先			
3	辻堂 690号線	辻堂元町二丁目2447番18地先		4.5	25.8
		辻堂元町二丁目2447番22地先			
4	村岡 595号線	並木台一丁目14番16地先		5.5	7.9
		並木台一丁目14番10地先			
5	村岡 596号線	村岡東三丁目14番21地先		4.5	13.7
		村岡東三丁目14番23地先			
6	藤沢 787号線	大鋸字外原1189番27地先		4.5	39.5
		大鋸字外原1189番12地先			
7	善行 660号線	石川字色子4894番3地先		4.0	54.0
		石川字色子4900番2地先			
8	六会 919号線	石川五丁目9番29地先		4.5 ～ 5.0	40.2
		石川五丁目9番32地先			

9	湘南台 446号線	円行字滝之沢784番2地先	2.2 ～ 4.0	152.0
		円行字滝之沢787番1地先		
10	御所見 1151号線	打戻字二ノ町628番12地先	6.0	49.0
		打戻字二ノ町628番8地先		
11	亀井野6号 歩行者専用 道路	亀井野字不動上546番8地先	2.4 ～ 3.1	70.0
		亀井野字不動上547番24地先		

提案理由

鶴沼962号線ほか10路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。